

市・県民税の申告につきましては、毎年市民のみなさまのご協力をいただいておりますが、今年も申告をしていただく時期となりました。この申告書は平成24年度の市・県民税の課税資料として必要となりますので、3月15日までに提出してください。

なお、無収入の方でも所得証明などの証明書が必要となる方、各種行政サービスの提供を受けるため本市での所得確認が必要となる方は、申告をお願いします。

申告期間は・・・2月16日（木）から3月15日（木）まで

申告をしていただく方

- 平成24年1月1日現在、阿南市に住所を有する方で、次に該当する方
 - 前年中(平成23年1月1日～平成23年12月31日)に所得のあった方
 - 給与所得者で次に該当する方
 - 勤務先から市役所への給与支払報告書の提出がない方
 - 給与以外の収入があった方
※給与所得者で給与所得以外の所得の合計が20万円以下の方は所得税の申告をする必要はありませんが、市・県民税は申告の必要があります。
 - 扶養の変更や所得控除等の追加（雑損、医療費、寄附金など）がある方
 - 前年中に会社等を退職し、年内に再就職していない方
 - 公的年金等の受給者で次に該当する方
 - 受給先から市役所への公的年金等支払報告書の提出がない方
 - 公的年金以外の収入があった方
 - 雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金税額控除・寡婦（夫）控除などを受けようとする方
 - 国民健康保険に加入されている方
詳しくは税務課諸税係(TEL:22-1114、内線233、243)までお問い合わせください。
- 平成24年1月1日現在、阿南市に住所を有しない方で、阿南市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する方

※平成23年分の所得税の確定申告をされる方は、市・県民税の申告は必要ありません。

申告相談に必要なもの

- 申告書と印鑑（認め印）
- 営業等・農業・不動産などの収入がある方は、前年中の収入と経費がわかる帳簿・領収書など
- 給与収入がある方は、前年中の源泉徴収票・給与明細もしくは支払証明書など
- 公的年金等の源泉徴収票
- 雑損・障害者・勤労学生の各控除を受けられる方は、領収書・支払証明書・障害者手帳など
- 医療費控除を受けられる方は、医療費の領収書・保険金など補てんされた金額がわかるものなど
※個人ごとに領収書をまとめて合計しておいてください。
- 前年中に支払った生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書もしくは納付(控除)証明書など
- 寄附金税額控除を受けられる方は、領収書など

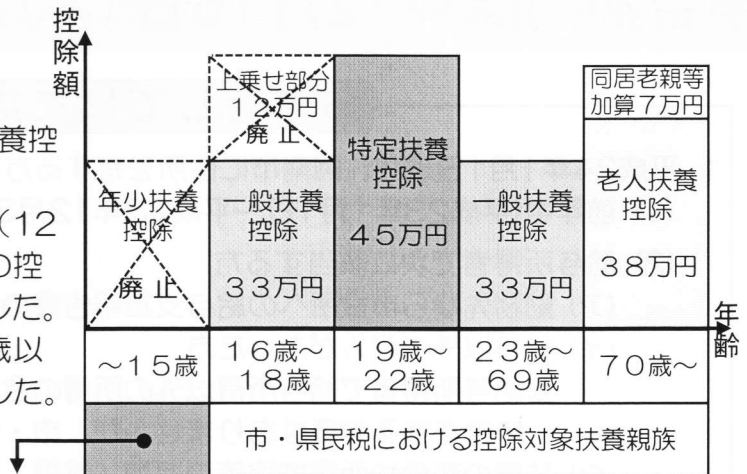
営業等・農業・不動産・山林所得を申告される方へ

- 営業等・農業・不動産所得など収支がある場合は、**所得が赤字でも申告してください。**
- 申告相談には、必ず次のものを整理し、ご持参ください。
 1. 収支内訳書(必ず各自で記入してきてください。)
 2. 収入金額を証明する書類(販売証明・帳簿・通帳など)
 3. 領収書・証明書等(農業協同組合発行の購買リストでも可)・市発行の減価償却表など
新しく機械等(減価償却資産)を購入されたときは販売証明が必要です。
- ※ 上記の書類がないときは受付できない場合があります。

税制改正について

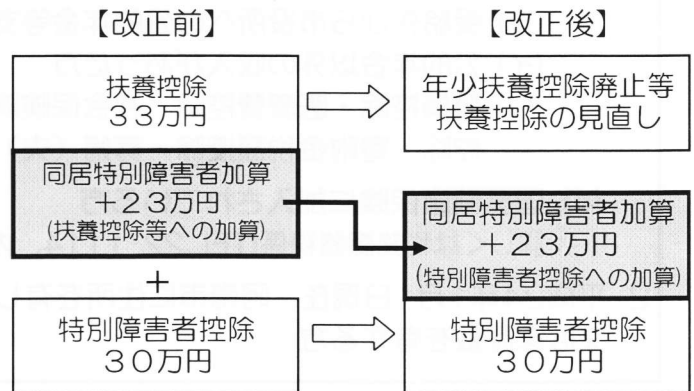
○ 扶養控除の見直し

1. 年少扶養(16歳未満の扶養)の扶養控除33万円が廃止されました。
2. 16歳以上19歳未満の上乗せ部分(12万円)が廃止され、特定扶養親族の控除が45万円から33万円になりました。これに伴い、特定扶養親族が19歳以上23歳未満の扶養親族となりました。



※ 控除対象扶養親族に該当しなくても障害者控除の適用及び、非課税限度額等の判断には必要となりますので、必ず扶養親族の申告をお願いいたします。

3. 同居特別障害者加算23万円を特別障害者控除30万円に加算することになりました。



○ 公的年金所得者の申告について

年金所得者で公的年金収入の金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする必要がなくなりましたが、市・県民税の申告は必要です。

※ 医療費控除を加えるなどし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

○ 寄附金税額控除について

寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円になりました。

お問い合わせ

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市役所税務課 電話 0884-22-1114

市・県民税については市民税係 内線 229、231、232

国民健康保険税については諸税係 内線 233、243

ホームページ <http://www.city.anan.tokushima.jp/>